

第百六十二回国 参議院 国土交通委員会 會議録 第十五号

平成十七年五月十日(火曜日) 午前十時二分開会

委員の異動

四月二十七日 北川イツセイ君 補欠選任 萩原 健司君

池口 修次君 小川 敏夫君

四月二十八日 松平 新平君 奥石 東君

萩原 健司君 補欠選任 北川イツセイ君

小川 敏夫君 池口 修次君

出席者は左のとおり。

委員長 田名部匡省君

理事 田村 公平君 脇 雅史君 大江 康弘君 佐藤 雄平君 山本 香苗君

委員 岩井 國臣君 岩城 光英君 太田 豊秋君 岡田 広君 北川イツセイ君 小池 正勝君 末松 信介君 鈴木 政二君 伊達 忠一君 藤野 公孝君 池口 修次君 岩本 司君

前田 武志君 山下八洲夫君 魚住裕一郎君 仁比 聡平君 淵上 貞雄君

国務大臣 国土交通大臣 北側 一雄君

副大臣 国土交通副大臣 岩井 國臣君

大臣政務官 国土交通大臣政務官 伊達 忠一君

事務局 常任委員会専門員 伊原江太郎君

本日の会議に付した案件

○国土の整備、交通政策の推進等に関する調査 (航空機の運航における安全確保に関する件)

○西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する件

○港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田名部匡省君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る四月二十七日、松下新平君が委員を辞任され、その補欠として奥石東君が選任されました。

○委員長(田名部匡省君) 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査のうち、航空機の運航における安全確保に関する件及び西日本旅客鉄道株式会社福知山線における列車脱線事故に関する件を議題といたします。

政府から報告を聴取いたします。北側国土交通大臣。

○国務大臣(北側一雄君) 四月二十九日に発生しました羽田空港閉鎖滑走路の管制ミスについて、まず御報告をいたします。

同日午後九時三十九分ごろ、羽田空港において、事前の情報周知の不備により、管制官のチーム全員が滑走路閉鎖を失念した結果、管制ミスにより日本航空の便が閉鎖中の滑走路に着陸する等の事態が発生いたしました。今回の事案は、航空交通の安全の確保について自ら範を示すべき立場にある航空局の職員による重大なミスであり、幸い事故には至らなかったものの、誠に遺憾でございます。

このため、五月二日に私自身が羽田空港事務所の状態を査察し、再発防止策を早急に策定するよう指示をいたしました。また、同日から羽田空港事務所には航空局首席安全・危機管理監察官ほか計四名の監察チームを一か月の予定で派遣し、情報ของทีมを中心として今回のミスの要因を調査し、再発防止策を確立する作業を進めており、今週中にも状況を中間報告することとしております。

さらに、全国の管制機関に対し、情報のチェック体制の確立のため、ブリーフィングに先任航空管制官等が出席する等、確認体制を重層化するよう指示し、五月六日には私自身が伊丹空港を査察し、その状況を点検いたしました。

また、担当管制官チーム十八名全員を管制業務から外し、少なくとも一週間以上再研修を実施することといたしました。このうち、研修結果が良好で当該閉鎖滑走路への着陸にかかわらなかつた管制官十三名については本日から現場業務への復帰を認めることといたしますが、閉鎖滑走路への着陸に直接かわつた五名につきましては更に研修を継続するとともに、現場責任者を始め管理監督者について今週中を目途に処分を行いたいと考えております。

次、四月二十五日に発生しました西日本旅客鉄道株式会社福知山線における事故について御報告をいたします。

同日午前九時十八分ごろ、西日本旅客鉄道株式会社福知山線の尼崎駅一塚口駅間において発生した列車脱線事故では、百七名の方が亡くなり、四百六十名の方が負傷されました。改めて、事故に遭いお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げる次第でございます。また、事故で負傷された方々の一刻も早い御回復をお祈り申し上げます。

政府といたしましては、この重大な事故に対しまして、官邸対策室を中心に、国土交通省、消防庁、警察庁、防衛庁、厚生労働省等の関係省庁が昼夜を問わず一丸となって事故への対応を行ってきたところでございます。引き続き、被害者の方々への対応など、所要の対策に最大限の努力を払ってまいります。

国土交通省といたしましては、事故発生直後より事故原因の究明や再発防止策の検討に取り組みでまいりました。事故原因につきましては、現在、航空・鉄道事故調査委員会が調査を行っているところでございますが、最終報告までには相当の時間を要すると考えられます。このため、私を本部長とする福知山線事故対策本部において、原因究明をまっすまでもなく、再発防止策の検討に早急に着手したところでございます。

四月二十八日には鉄道局内に福知山線事故再発防止対策検討チームを設置し、曲線に進入する際の速度の制限に関する具体的方策及び鉄道の運転士の資格要件等の在り方について検討を行っているところでございます。

具体的には、急曲線区間の手前において速度超過

過を防止するためのA T Sシステムの改良を鉄道事業者に義務付けることとし、対象線区及び整備期間などにつきまして今月末までに決定し公表することとしております。また、鉄道の運転士の資格要件等の在り方につきましては、運転士の適性、教育訓練方法、健康管理などについて検討を進め、できるだけ早いうちに議論の中間的な取りまとめを行うこととしております。さらに、西日本旅客鉄道株式会社に対して安全性向上計画を早急に策定するよう指示したところでございます。

一方、利用者の信頼回復が早期に図られるよう、私自身が五月二日に東京地下鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東武鉄道株式会社を、五月六日に南海電鉄株式会社、阪急電鉄株式会社を査察し、安全確保の徹底状況につき直接確認し、今回の事故を他人事とせず、経営者自らが陣頭に立って安全対策に取り組むよう指導をいたしました。

国土交通省といたしましては、公共交通に対する国民の信頼を一日も早く取り戻すよう、私が先頭に立って再発防止策を確立し、安全確保に万全を尽くす所存でございます。

○委員長(田名部匡省君) 以上で報告の聴取は終わりました。

○委員長(田名部匡省君) 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。北側国土交通大臣。

○国務大臣(北側一雄君) ただいま議題となりました港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

質の高い物流サービスを提供できる環境を整備し、利便性の一層の向上を図ることへの要請が高まっております。

このような諸課題に対応するため、このたびこの法律案を提案することとした次第です。次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定重要港湾であつて、大規模な国際コンテナ埠頭を有するものうち、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により国際競争力の強化を図ることが特に重要なものを指定特定重要港湾として指定し、特定国際コンテナ埠頭の運営者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産等の貸付制度及び無利子資金の貸付制度を創設するとともに、各港湾管理者が条例により定めている入出港届の様式を、国土交通省令において定めることとしております。

第二に、特定港湾以外の港湾における一般港湾運送事業等及び検数事業等について、需給調整規制を廃止し事業参入を免許制から許可制に、運賃・料金規制を認可制から事前届出制にすることを内容とする規制緩和を実施することとしております。

第三に、入出港に係る規制を必要最小限とし、かつ、国際的整合性を確保する観点から、夜間入港規制を廃止することとしております。

その他、これらに関連いたしました、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由でございます。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(田名部匡省君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十一分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。
一、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第二号中「こう門」を「閘門」に改め、同項第三号中「さん橋、浮さん橋」を「棧橋、浮棧橋」に改め、同項第四号中「橋、よう」を「橋梁」に改め、同項第十号中「港湾労働者」を「港湾における労働者」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。
(指定特定重要港湾の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、特定重要港湾であつて、長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、かつ、同一の民間事業者により一体的に運営され、又は運営されることとなる岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設であつて国土交通省令で定める規模以上の国際コンテナ埠頭を有するものうち、コンテナ取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当該特定重要港湾の運営の効率化を図ることが国際競争力の強化のために特に重要なものを、指定特定重要港湾として指定するものとする。

2 前項の指定は、二以上の特定重要港湾の港湾管理者の連携による取組が、その運営の効率化に資すると認められるときは、当該二以上の特定重要港湾について一体としてすることができ。

3 国土交通大臣は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の指定特定重要港湾(以下単に「指定特定重要港湾」という。)について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定特定重要港湾について指定を取り消すものとする。

5 第三項の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。

第十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号の二中「の外」を「のほか」に、「埋立」を「埋立て」に改め、同項第八号中「且つ」を「かつ」に改め、同項第十一号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第十二号中「の外」を「のほか」に、「積卸」を「積卸し」に、「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項第十三号中「港湾労働者」を「港湾における労働者」に改める。

第五十条中「国土交通大臣は」の下に、「前項に掲げるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十二条第二項(第三十四条において準用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知(以下「申請等」という。)であつて国土交通省令で定めるものの様式(次条第四項の規定により電子情報処理組織を使用してする申請等)に係るものを除く。は、第十二条第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める。

第五十条の二第一項中「第十二条第二項(第三

第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知(以下「申請等」という。)であつて国土交通省令で定めるものの様式(次条第四項の規定により電子情報処理組織を使用してする申請等)に係るものを除く。は、第十二条第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める。

第五十条の二第一項中「第十二条第二項(第三

第四項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。)の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の二の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知(以下「申請等」という。)であつて国土交通省令で定めるものの様式(次条第四項の規定により電子情報処理組織を使用してする申請等)に係るものを除く。は、第十二条第二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める。

十四条において準用する場合を含む。第四項において同じ。の規定に基づく条例その他の条例又は第十二条の規定に基づく規程で定めるところにより行われる一般公衆の利用に供される港湾施設に係る使用の申請、第十二条第一項第五号の二に規定する入港届又は出港届その他の港湾管理者に対して行われる通知であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条において「申請等」という。）を「申請等であつて国土交通省令で定めるもの」に改める。

第五十条の三の次に次の二条を加える。

（特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定）

第五十条の四 指定特定重要港湾における第二條の二第一項に規定する国際コンテナ埠頭（以下「特定国際コンテナ埠頭」という。）を運営し、又は運営しようとする者は、指定特定重要港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。

一 指定特定重要港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 指定特定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであり、かつ、当該指定特定重要港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。

三 必要な経済的基礎を有し、かつ、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

四 その他国土交通省令で定める要件に適合すること。

2 特定港湾管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が同項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 特定港湾管理者は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

4 特定港湾管理者は、第二項の認定をするに当たっては、国土交通省令で定めるところにより、当該認定の申請の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定により縦覧に供された認定の申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。

6 特定港湾管理者は、第二項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者（以下「認定運業者」という。）の氏名又は名称、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業の概要、前項の規定により提出された意見書の処理の経過その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

7 特定港湾管理者は、特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が第一項各号に掲げる要件のいづれかに該当しなくなつたと認めるときは、認定運業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 特定港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた認定運業者が当該勧告に従ひ必要な措置をとらなかつたときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、特定港湾管理者は、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

9 国土交通大臣は、特定港湾管理者に対し、前項前段の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を述べることが出来る。

（特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会）

第五十条の五 特定港湾管理者は、指定特定重要港湾ごとに、特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化による当該指定特定重要港湾の運営の効率化に関し必要な協議を行うため、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、特定港湾管理者の長、国土交通大臣その他の関係行政機関の長又はこれらの

指名する職員及び認定運業者をもつて構成する。

3 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。第五十五条を第五十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産等の貸付け）

第五十五条 国土交通大臣は、第五十四条第一項及び国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産である第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設を認定運業者に貸し付けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の貸付けをしようとするときは、当該貸付けに係る港湾施設の位置及び名称、貸付けの時期その他の国土交通省令で定める事項について、あらかじめ、特定港湾管理者の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の貸付けをするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

4 特定港湾管理者は、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第二百三十八条第四項に規定する行政財産を認定運業者に貸し付けることができる。

5 外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人は、同法第四条第

一項の規定にかかわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第三条第一項第二号イに規定する岸壁等を認定運業者に貸し付けることができる。

6 第一項及び前二項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

7 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項の貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は第四項の貸付けについて、それぞれ準用する。

8 第四項の規定により特定港湾管理者が同項に規定する行政財産を認定運業者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付けを受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合、又は第五十五条第四項の規定により貸付けをする場合」とする。

9 前各項に定めるもののほか、特定国際コンテナ埠頭の貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。第五十五条の七の次に次の一条を加える。

（特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）

第五十五条の八 国は、特定港湾管理者が認定運業者に対し、特定国際コンテナ埠頭を構成する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する前条第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金

額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付け
ることができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項
の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る特
定港湾管理者の貸付けについて準用する。こ
の場合において、これらの規定中「港湾管理
者」とあるのは「特定港湾管理者」と、同条第
三項中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付
けを受ける認定運営者」と読み替えるものと
する。

(港湾運送事業法の一部改正)

第二条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百
六十一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 港湾運送事業等(第四条—第二十二
条の四)

第三章 港湾運送事業担当(第二十三条—第
二十八条)

第四章 雑則(第二十九条—第三十三条の三)

第五章 罰則(第三十四条—第四十条)

附則

第二条第五項及び第六項を削る。

第四条の見出しを「許可」に改め、同条第一
項中「特定港湾以外の港湾において」を削り、
「免許」を「許可」に改め、同条第二項を削る。

第五条の見出しを「許可の申請」に改め、同
条第一項中「の免許」を「の許可」に、「左に」を
「次に」に改め、同項第一号中「住所」の下に「並
びに法人にあつては、その代表者の氏名」を加
え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四
号とし、同条第二項中「事業の収支見積」を「資
金計画」に、「添付し」を「添付し」に改める。

第六条の見出しを「許可基準」に改め、同条
第一項中「免許」を「許可」に改め、同項第一号を
削り、同項第二号を同項第一号とし、同号の次
に次の一号を加える。

二 検査事業等にあつては、検査事業等の公

正かつ適正な実施を確保するため必要な体
制を整備されていること。

第六条第二項中「免許」を「許可」に改め、
同項第三号中「免許又は」を削る。

第七条の二から第七条の四までを削り、第七
条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第九条第一項中「港湾運送事業者」を「港湾運
送事業の許可を受けた者(以下「港湾運送事業
者」という。))に、「国土交通大臣の認可を受け
なければ」を「あらかじめ、国土交通大臣に届け
出なければ」に改め、同条第二項を次のように
改める。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次
の各号のいずれかに該当すると認めるとき
は、当該港湾運送事業者に対し、期限を定め
てその運賃又は料金を変更すべきことを命ず
ることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱い
をするものであるとき。

二 他の港湾運送事業者との間に不当な競争
を引き起こすこととなるおそれがあるもの
であるとき。

第十一条第一項中「免許」を「許可」に改め、同
条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項
第二号中「少くとも」を「少なくとも」に、「引渡
し」を「引渡し」に改める。

第十二条中「港湾運送事業者は、」の下に「第九
条第一項の規定により届け出た」を、「並びに」
の下に「前条第一項の規定により認可を受けた」
を加える。

第十五条の二を削る。

第十六条の二を次のように改める。

第十六条の二 検査事業等の確保
(公正な検査事業等の確保)

第十六条の二 検査事業等の許可を受けた者
は、公正に検査、鑑定又は検査を行わなけれ
ばならない。

第十六条の三を削る。

第十七条の三を削る。

第十八条第三項中「免許」を「許可」に改め、同
条第五項中「第四条第一項」を「第四条」に改め
る。

第二十條の見出しを「事業の休廃止の届出」
に改め、同条第一項中「国土交通大臣の許可を
受けなければ」を「休止又は廃止の日の三十日前
までに、国土交通大臣にその旨を届け出なけれ
ば」に改め、同条第二項から第五項までを削
る。

第二十一条中「利便の下に」その他公共の利
益」を加え、「左の各号に掲げる事項」を「事業計
画の変更その他の事業の運営を改善するために
必要な措置をとるべきこと」に改め、同条各号
を削る。

第二十二条の見出し中「免許の取消」を「許可
の取消」に改め、同条中「左の各号の」を「次
の各号のいずれかに」、「三箇月」を「三月」に改
め、「おいて」の下に「期間を定めて」を加え、
「免許」を「許可」に改め、同条第一号中「基」を
「基づく」に改める。

第二十二条の二を削り、第二十二条の三を第
二十二条の二とする。

第二十二条の四に次の一項を加える。

2 第九条第二項の規定は、港湾運送関連事業
者が前項の規定により届け出た料金について
準用する。

第二十二条の四を第二十二条の三とする。

第二十二条の五を削る。

第二十三条の六中「第二十二条の四」を「前条
第一項」に改め、同条を第二十二条の四とす
る。

第二十三条中「免許」を「許可」に改め、「及び
特定港湾一般港湾運送事業者等」を削る。

第二十九条の見出し中「免許等」を「許可等」に
改め、同条第一項中「免許」を削り、「附し」を
「付し」に改め、同条第二項中「免許」及び「特
定港湾一般港湾運送事業者等を含む。以下この

章において同じ。」を削る。

第三十条第一項中「地方運輸局長」の下に「運
輸監理部長を含む。次項において同じ。」を加
える。

第三十一条中「免許、免許若しくは」及び「認
可若しくは」を削る。

第三十二条第一項中「第二十一条(第二十二
条の二第六項において準用する場合を含む。))又は
第二十二條の二第四項」を「第九条第二項又は第
二十一条」に、「聞かなければ」を「聴かなけれ
ば」に改め、同条第二項中「免許若しくは」及び
「許可若しくは」を削る。

第三十三条の二第一項中、「はしけ運送事業
の免許」を「又ははしけ運送事業の許可」に改
め、「特定港湾一般港湾運送事業者又は特定
港湾におけるはしけ運送事業の許可を受けた者
(以下「特定港湾はしけ運送事業者」という。))、
「免許又は及び」又は「特定港湾一般港湾運送事
業者」を削り、「はしけ運送事業者、特定港湾
一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事
業者」を「又ははしけ運送事業者」に改め、「第
二十二條の二第六項において準用する場合を含
む。」を削り、同条第二項中「の規定は一般港湾
運送事業者又ははしけ運送事業者が行う前項の
運送について、第二十二條の二第三項及び第四
項の規定は特定港湾一般港湾運送事業者又は特
定港湾はしけ運送事業者が行う前項の運送につ
いて、第十條」を削り、「同項」を、「前項」に改
める。

第三十四条第一号中「第四条第一項」を「第四
条」に改め、「免許又は第二十二條の二第一項の
規定による」を削り、同条第二号を削り、同条
第三号中「第二十二條の二第六項及び」を削り、
同条を同条第二号とする。

第三十五条中「第二十二條の二第六項におい
て準用する場合を含む。」を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十七条中「第二十二條の二第六項及び」を削る。

第三十八條第一号中「含む。」の下に「又は第二十二條の三第一項を加え、「認可を受けた」を「届出をしない」に、「認可を受けた」を「届出をした」に改め、同条第七号を削り、同条第六号中「第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。」を削り、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第二十二條の二第六項及び」及び「第十五條の二(第二十二條の二第六項)において準用する場合を含む。」又は「第十六條の二」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十二條の二第六項及び」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十二條の二第六項、第二十二條の六」を「第二十二條の四」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

第九條第二項(第二十二條の三第二項及び第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者

第三十八條第八号及び第九号を削り、同条第十号を同条第八号とし、同条第十一号を同条第九号とする。

第三十九條中「第三十四條から前条まで」を「第三十四條、第三十五條又は前二條」に改める。
第四十條第一号中「第二十二條の二第六項、第二十二條の六」を「第二十二條の四」に改め、同条第二号中「第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。」又は「第二十二條の三第二項」を「又は第二十二條の二第二項」に改め、同条第三号中「第二十二條の二第五項」を「第二十二條」に改め、同条第四号中「第二十二條の三第一項」を「第二十二條の二第一項」に改める。
(港則法の一部改正)

の一部を次のように改正する。
第六條を次のように改める。

第六條 削除
第四十二條中「第六條」を削る。
附則
(施行期日)
第一條 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一條の規定(港灣法第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)及び附則第七條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二條並びに次條から附則第四條まで及び附則第八條から第十一條までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(港灣運送事業法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 前條第二号に掲げる規定の施行の際に於て(以下「旧港灣運送事業法」という。)第四條第一項の免許又は旧港灣運送事業法第二十二條の二第一項の許可を受けている者は、第二條の規定による改正後の港灣運送事業法(以下「新港灣運送事業法」という。)第四條の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧港灣運送事業法の規定による免許又は許可に業務の範囲の限定又は条件若しくは期限が付されているときは、当該業務の範囲の限定又は条件若しくは期限は、新港灣運送事業法の規定による許可に付されたものとみなす。

第三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に旧港灣運送事業法第九條第一項の認可を受けている運賃及び料金又は旧港灣運送事業法第二十二條の二第三項の規定により届け出た運賃及び料金は、新港灣運送事業法第九條第一項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。
第四條 前二條に定めるもののほか、旧港灣運送

事業法又は旧港灣運送事業法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新港灣運送事業法中相当する規定があるものは、国土交通省令で定めるところにより、新港灣運送事業法によりしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)
第五條 この法律(附則第一條第二号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)
(政令への委任)
第六條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(港灣整備特別会計法の一部改正)
第七條 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第一條第二項第六号の次に次の一号を加える。
六の二 次項第四号の二の港灣整備事業を行う者に係る貸付け

第一條第三項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 港灣法第五十五條の八第一項の規定による国の貸付けに係る特定国際コンテナ埠頭を構成する港灣施設の建設又は改良の事業

第四條第一項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 港灣法第五十五條の八第一項の規定による貸付金の償還金
第四條第二項第四号の次に次の一号を加える。
四の二 港灣法第五十五條の八第一項の規定による貸付金
第七條第一項中「第五十五條の七第一項」の下に「及び第五十五條の八第一項」を加え、「第五條第一項及び」を「第五條第一項並びに」に改める。
(登録免許税法の一部改正)
第八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十号を次のように改める。

四十 港灣運送事業の許可
港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第四條(許可)の規定による港灣運送事業の許可
(一) 一般港灣運送事業の許可
(二) 港灣荷役事業の許可
(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可
四 検数事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可

港灣の数	一港灣につき九万円
港灣の数	一港灣につき六万円
許可件数及び港灣の数	一件一港灣につき三万円
許可件数	一件につき三万円

(住民基本台帳法の一部改正)
第九條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の百十三の項を次のように改める。
百十三 削除

(外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正)

第十条 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「免許又は」を削る。

(地価税法の一部改正)

第十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号イ中「第八条第一項(事業開始の義務)」を「第九条第一項(運賃及び料金)」に改め、「又は同法第二十二條の二第三項(特定港湾における一般港湾運送事業等)」に規定する特定港湾一般港湾運送事業者等」を削る。

平成十七年五月十三日印刷

平成十七年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B